

呼値の制限値幅に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務規程第14条第5項の規定に基づく呼値の値幅（以下「呼値の制限値幅」という。）に関し、必要な事項を定める。

(制限値幅)

第2条 呼値の制限値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。

基準値段		制限値幅	
100円未満のもの		上下	30円
100円以上		200円未満のもの	50円
200円	500円	80円	
500円	700円	100円	
700円	1,000円	150円	
1,000円	1,500円	300円	
1,500円	2,000円	400円	
2,000円	3,000円	500円	
3,000円	5,000円	700円	
5,000円	7,000円	1,000円	
7,000円	1万円	1,500円	
1万円	15,000円	3,000円	
15,000円	2万円	4,000円	
2万円	3万円	5,000円	
3万円	5万円	7,000円	
5万円	7万円	1万円	
7万円	10万円	1,500円	
10万円	15万円	3万円	
15万円	20万円	4万円	
20万円	30万円	5万円	
30万円	50万円	7万円	
50万円	70万円	10万円	
70万円	100万円	15万円	
100万円	150万円	30万円	
150万円	200万円	40万円	
200万円	300万円	50万円	
300万円	500万円	70万円	
500万円	700万円	100万円	
700万円	1,000万円	150万円	
1,000万円	1,500万円	300万円	
1,500万円	2,000万円	400万円	
2,000万円	3,000万円	500万円	
3,000万円	5,000万円	700万円	
5,000万円以上のもの		1,000万円	

2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。

(1) 新たに上場された銘柄（次のa及びbに掲げる銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前における当該直接上場銘柄

a 当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄

b 当取引所がその都度指定する銘柄

- (2) 事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄
- (3) 整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日までにおける当該銘柄
- 3 前2項の規定にかかわらず、株券（優先出資証券及び投資信託受益証券を含む。以下この項において同じ。）について新株券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とし、新株予約権証券の呼値の制限値幅は、行使対象上場株券の呼値の制限値幅と同一とする。
- 4 第1項及び前項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。

（基準値段）

第3条 前条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 内国株券（業務規程施行規則第9条第1項第1号aに規定する内国株券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券
- 前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該銘柄の最終値段（呼値に関する規則第8条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第9条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。以下同じ。）とし、前日に約定値段（呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第18条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日（以下「配当落等の期日」という。）、同第18条の2の規定により定める株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日又は同第19条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。
- (2) 外国株券（業務規程施行規則第9条第1項第1号bに規定する外国株券をいう。以下同じ。）
- a 重複上場外国銘柄（業務規程施行規則第9条第1項第1号bの（a）に規定する重複上場外国銘柄をいう。）
- (a) 外国の主たる金融商品取引所（組織された店頭市場を含む。）における外国株券の直近（当取引所の直前の売買立会後の当取引所が適当と認める時点をいう。）の値段又は気配相場（以下「外国の相場」という。）を中値により円換算した価格（呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。）とし、外国の相場がないとき若しくは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、当取引所が外国の相場によることが適当でないと認めたとき又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定める。ただし、次に掲げる場合の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。
- イ 当該銘柄の配当落等の期日の前日以前の日において基準とする外国の相場が配当落又は権利落として売買が行われたものである場合
- ロ 当該銘柄の配当落等の期日以後の日において基準とする外国の相場が配当落又は権利落として売買が行われたものでない場合
- ハ 当該銘柄の表示株式数の変更期日の前日以前の日において基準とする外国の相場が新たな表示株式数により売買が行われたものである場合又は当該銘柄の表示株式数の変更期日以後の日において基準とする外国の相場が新たな表示株式数により売買が行われたものでない場合（当該銘柄に表示される権利に係る株式の併合又は分割若しくは配当が行われることに伴い当該銘柄について表示株式数に変更される場合を除く。）
- (b) 前（a）にかかわらず、当該銘柄の当取引所の市場における売買の状況等から当取引所が外国の相場を中値により円換算した価格を基準値段とすることが適当でないと認めた銘柄につ

いては、前号の規定を適用する。この場合における同号の適用については、「その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないとする場合」とあるのは「、表示株式数の変更期日の基準値段を定める場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないとする場合」とする。

b 前a以外の銘柄

前号の規定を適用する。この場合における同号の適用については、「その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないとする場合」とあるのは「、表示株式数の変更期日の基準値段を定める場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないとする場合」とする。

2 前項第1号及び第2号bの規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日並びに人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) 直接上場銘柄については、初値とする。

(2) 人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄については、権利落後始値とする。

(制限値幅の変更措置)

第4条 第2条の規定にかかわらず、当取引所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

付 則

1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

2 この改正規定施行の際、現に平成21年11月16日改正前の業務規程第21条第1号の規定により売買の停止が行われている場合については、なお従前の例による。

付 則

1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

別表 基準値段算出に関する表

1 内国法人の発行する株券（第3条第1項第1号関係）

(1) 配当落

a 金銭の配当の場合

基準値段＝配当付最終値－配当金額

b 前a以外の場合

当取引所がその都度定める。

(2) 権利落（新株落）

a 株式分割の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

基準値段＝（権利付最終値－配当金額）×分割比率

(b) 新株落が配当落と異なる場合

基準値段＝権利付最終値×分割比率

b 株式無償割当て（当該株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

基準値段 = $\frac{\text{権利付最終値} - \text{配当金額}}{1 + \text{新株割当率}}$

(b) 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値}}{1 + \text{新株割当率}}$$

c 有償増資（併行増資を含む。）の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値} - \text{配当金額} + \text{新株払込金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

(b) 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値} + \text{新株払込金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

d その他の場合

当取引所がその都度定める。

(3) 株式の併合

a 株式の併合後の株券を対象として売買を開始する期日が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = (\text{株式の併合前最終値} - \text{配当金額}) \div \text{併合比率}$$

b 株式の併合後の株券を対象として売買を開始する期日が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \text{株式の併合前最終値} \div \text{併合比率}$$

(4) 権利落（新株予約権無償割当て（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。））

(2) cの規定を準用する。この場合において、同c中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。

(5) 取得対価の変更

当取引所がその都度定める。

2 外国法人の発行する株券（第3条第1項第2号a関係）

(1) 第2号aの(a)イに掲げる場合

a 配当落

(a) 金銭の配当の場合

$$\text{基準値段} = \text{外国の相場} + \text{配当金額}$$

(b) 前(a)以外の場合

当取引所がその都度定める。

b 権利落（新株落）

(a) 株式分割の場合

イ 新株落が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{外国の相場}}{\text{分割比率}} + \text{配当金額}$$

ロ 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{外国の相場}}{\text{分割比率}}$$

(b) 有償増資（併行増資を含む。）の場合

イ 新株落が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = \text{外国の相場} \times (1 + \text{新株割当率}) + \text{配当金額} - \text{新株払込金額}$$

ロ 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \text{外国の相場} \times (1 + \text{新株割当率}) - \text{新株払込金額}$$

(c) その他の場合

当取引所がその都度定める。

(2) 第2号aの(a)ロに掲げる場合

第1項の内国株券の算式を準用する。

(3) 第2号aの(a)ハに掲げる場合

当取引所がその都度定める。

3 優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券

第1項の規定は、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券について準用する。

4 外国法人の発行する新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

第2項の規定は、外国法人の発行する新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、外国証券信託受益証券及び受益証券発行信託の受益証券について準用する。

(注1) 算出した基準値段に呼値の単位に満たない端数金額が生じた場合には、これを四捨五入等する。

(注2) 配当付最終値及び権利付最終値とは、配当落及び権利落となる日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。ただし、第2項第2号の規定により準用する場合は、その日の適用される外国の相場とする。

(注3) 株式の併合前最終値とは、株式の併合後の株券の売買開始の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

(注4) 配当金額は次のとおりとする。

(1) 当期の配当金額が確定していない場合

前期配当金額とする。ただし、配当金額につき変更等が予想される場合には、当該銘柄の発行者への照会により確認(配当金額が累積されている場合は当該銘柄の発行者からの通知により確認)された当期の配当金額によるものとする。

(2) 当期の配当金額が確定している場合

当期配当金額とする。

(注5) 新株払込金額は、旧株1株に対する新株の払込金額とする。

(注6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額は、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額とする。

(注7) 外国の相場及び外国株券に係る配当金額は、中値により円換算する。ただし、当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないとき、当取引所がその都度定める。